

雇用継続となる時給制契約社員の方のシステム登録について

◆ 雇用継続となる時給制契約社員の方のシステム登録が途切れると…

ご存知のとおり、例年9月末と3月末には時給制契約社員の方の雇用期間が満了となり、それ以降の雇用を希望される場合（雇用継続）でも、一旦「退職」の扱いとなります。

ここで非正規社員管理システムの雇用マスタ上の契約期間が切れると、共済組合には「その方は退職された」としてデータ連携されてしまいます。

◆ 「退職」が共済組合にデータ連携されると…

① その方あてに、『資格喪失証明書』が自動で発行・送付されます。

⇒ 翌月上旬ごろに郵送されますので、雇用継続をされた多くの方が「退職した覚えはないのに」とご心配になり、お勤め先の総務ご担当者様へのご相談などが増加します。今年4月には、共済組合コールセンターにも多くのご照会をいただきました。



② その方は一時的に「保険証が使えない」状態になるおそれがあります。

⇒ 共済組合員としての資格を喪失した状態となり、医療機関の受診の際に窓口で資格の確認ができません。厳密な資格確認を行う病院では、保険証の提示をしたとしても、資格の有無について共済組合への電話確認が必要となる等、組合員様及びその被扶養者様に余計なお手間をかけることになります。

◆ 9月末・3月末以外のケース（新規に採用された方の試用期間終了時）

試用期間の終了時に一旦「退職」がデータ連携され、その後に資格を復活させているケースが特によくみられます。

新規に採用される場合は、試用期間終了時にもご注意ください。

◆ 雇用継続が決定している方は、新たな雇用マスタの登録を！

雇用マスタ上の契約期間が切れてしまう前に、新たな雇用マスタの事前登録を行っていただきますよう、お願いいたします。

そうしていただくことで、組合員様・総務ご担当者の皆様に、上記のようなご迷惑をおかけすることがなくなります。

お忙しい中、お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【標準報酬担当】

